入 札 説 明 書

令和８年１１月１３日

香川県知事　池田　豊人

この入札説明書は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、香川県会計規則（昭和３９年規則第１９号。以下「規則」という。）、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県が発注する物品調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

１　入札に付する事項

（１）購入物品名及び数量

会議テーブルほか一式（詳細は仕様書のとおり）

（２）購入物品の要求諸元

（※入札公告に記載のとおり）

（３）納入場所

（※入札公告に記載のとおり）

（４）納入期限

令和９年３月１８日（木）

（５）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

※ 単価の場合は、小数点以下第２位までの金額（小数点以下第３位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

２　契約書作成の要否

要します。（契約書は、原則として香川県で準備します。）

３　電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があり

ます。
(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

４　契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

（※入札公告に記載のとおり）

５　契約の内容に関する質問の受付

（※入札公告に記載のとおり）

６　入札及び開札

（１）入札及び開札を行う日時・場所

（※入札公告に記載のとおり）

（２）電子入札運用基準に基づき入札、開札を行います。

７　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

① 当該入札に参加される方は、下記（３）により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の１００分の５以上の入札保証金を納付してください。（※消費税等含んだ金額ですのでご注意ください。）

② 開札期日の前日までに納付される方

ア　現金で納付される方は、納付書をお渡ししますので入札執行機関に申し出てください。（納付書により県の指定金融機関で納付してください。）

イ　保証金に代わる担保として、規則第１５０条に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書（規則第７１号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付してください。（※規則第１５０条第１項第１号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の１００分の８０に相当する金額となりますのでご注意ください。）

③ 開札当日に納付される方

入札保証金等納付書（規則第６６号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。

④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。

⑤ 入札保証金等の還付

ア　開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付します。

イ　開札前日までに納付された方は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第７２号様式）を提出していただき、後日還付します。（還付日は、還付手続き終了後に改めてご連絡します。）

ウ　落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。

⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、香川県ホームページの物品調達情報（各種様式集）（以下「ホームページ」という。）に登載しておりますのでご活用ください。

（２）契約保証金

① 落札された方は、下記（３）により減免をされた場合を除き、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付してください。

② 保証金に代わる担保として、規則第１５０条に掲げる有価証券等で納付することができます。

③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。

（３）入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規則第１５２条に該当する場合は、減免することができますので減免を希望される方は、入札公告で指定した場所に指定した日時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を提出してください。

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた方。

なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行された方

・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付してください。

・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまいません。

（※減免申請書の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。）

② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方。

８ 入札者の参加資格

（１）施行令第１６７条の４の規定に該当しない方

（２）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、Ａ級に格付けされている者であること。

（３）（２）の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。

（４）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない方

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされていない方

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた方

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた方

（６）入札公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入ができることを証明した方

（７）応札しようとする物品が参考品以外の場合は、同等品認定申請書兼認定通知書を令和８年１２月１日（火）午後３時までに香川県危機管理総局危機管理課長に提出し、事前承認を受けた者であること。

９ 入札者等に求められる事項

（１）入札に参加を希望される方は、前記８の（６）～（７）の要件を満たすことを証明する書類を令和８年１２月３日（木）午後３時までに、下記に提出してください。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行ってください。また、仕様書の中で提出を求められている場合はその指示に従ってください。

郵便番号　７６０―８５７０
香川県高松市番町四丁目１番１０号
香川県総務部総務事務集中課　物品調達グループ
電話番号　０８７-８３２-３６３１

（２）上記７の（３）により提出された書類の審査結果は文書で、９の（１）により提出された書類の審査結果は電子入札システムにより、令和８年１２月７日（月）午後５時までに通知します。

10　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

（１）上記８に掲げる「入札者の参加資格」のない方がした入札
（２）入札者が連合して入札したと認められる場合。
（３）入札に際し不正の行為があった場合。
（４）入札者又はその代理人が同一の入札について２以上の入札をした場合。
（５）入札保証金の納付がない場合、又は不足する場合。（免除された事業者を除く。）
（６）前記（１）～（５）に示したもののほか、説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合。

11　入札又は開札の取り消し又は延期による損害

（※入札公告に記載のとおり）

12　落札者の決定方法

（※入札公告に記載のとおり）

13　履行の確認・支払い

（１）契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検収(検査)を受けてください。
（２）香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に請求額を振り込みます。

なお、契約期間内に履行されなかった場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額のうち納入未済部分に相当する額に当該納入期限が経過した日における民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収しますのでご注意ください。

14　その他

（１）期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。
（２）落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合があります。
（３）この入札に関する問合せ先・契約事務担当課等

郵便番号　７６０―８５７０
香川県高松市番町四丁目１番１０号
香川県総務部総務事務集中課　物品調達グループ
電話番号：　０８７-８３２-３６３１
Fax 番号 ：　０８７-８０６-０２１５
メールアドレス：soumujimu@pref.kagawa.lg.jp